［記載要領］

１．日付は、様式第一の二の南極地域活動計画確認申請書と同日付とすることで、南極地域活動計画と一体であることを示すものとする。

２．「南極地域活動計画に含まれる緊急時計画の名称」については、内容に応じた名称を適宜記載すること。

３．「緊急時計画の種類」については、船舶の運航、航空機の運航、基地の運営、陸上車両の運行、その他野外活動等、簡潔に記載すること。

４．「対応する南極地域活動の番号」については、当該緊急時計画に対応する、南極地域活動計画確認申請書の［別紙１］の「計画に含まれる南極地域活動の一覧表」に掲げられた南極地域活動の番号を記載すること。また、同一覧表に掲げられた全ての南極地域活動に対し、いずれかの緊急時計画が対応しているものとすること。

［別紙］

緊急時計画の番号	
緊急時計画の名称	
緊急時計画の種類	
対応する南極地域活動計画の番号	

１．事件の性質についての評価を実施する手続に関する事項

２．第20条の３第１項の規定による環境大臣に対する通報の手続に関する事項

３．環境省以外の機関、団体等関係者との間の連絡体制の整備に関する事項

４．事件に対応するための要員の配置及び資機材の整備に関する事項

５．事件が発生した場合における当該事件に対応するための措置に関する事項

（１）当該南極地域活動において発生が想定される事件の内容

（２）事件に対応するための体制

（３）事件に対応するための措置

（４）事件の対応に関する能力の向上に資する研修の実施内容

６．事件に対応するための措置の経過を報告する頻度及び方法に関する事項

７．事件の対応に関する記録の作成及び保存に関する事項

８．その他

備考